

平成 29 年度税制改正要望書

1. 総論

平成 28 年度の税制改正は、経済の好循環を確実なものとする観点からの法人税改革を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する等の措置が講じられた。

このうち法人税関係では、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、平成 27 年度に着手した成長志向の法人税改革を更に推進し、法人実効税率を現行の 32.11%から平成 28 年度 29.97%・平成 30 年度 29.74%に引き下げる。併せて法人事業税の外形標準課税の拡大、減価償却制度の見直し、欠損金繰越控除の見直し等を行っている。なお、中小法人の交際費課税の特例の適用期限については、2 年間延長されている。また、中小企業が取得する新規の機械装置は、3 年間固定資産税を 1/2 に軽減する措置が創設されている。

消費税については、平成 29 年（2017 年）4 月に税率を 10%に引き上げ、同時に酒・外食を除く飲食料品及び定期購読の新聞について軽減税率（8%）を導入することとしているが、安倍内閣総理大臣は、平成 28 年 6 月、世界経済が危機に陥るリスクを回避するため、2019 年 10 月まで 2 年半、増税を再延期することを表明した。そのうえで、2020 年度までに基礎的財政収支を黒字化する財政健全化目標を堅持するとしている。

しかしながら平成 28 年 1 月に内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」では、消費税率を来年 4 月に予定どおり引き上げることを前提に、名目 3%以上の高い経済成長率を想定した「経済再生ケース」においても、2020 年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲6.5 兆円（対 GDP 比▲1.1%）の赤字となり、黒字化目標の達成は困難となっている。

今回の増税延期により財政健全化目標達成のハードルは一段と厳しさを増しており、政府は、健全化目標達成のための具体的な道筋を明示すべきである。

我が国経済は、長期に亘る低迷から脱し緩やかな回復基調にはあるが、その足取りは確かとは言えない状況にある。

財政健全化は、税収増が期待できる経済成長なくしては不可能であり、成長分野を見極めたうえで重点的・継続的な投資とともに思い切った規制緩和を実施し、経済を持続的なプラス成長軌道に乗せることが必須である。

経済環境が好転しつつあるとは言え、地方の中小・零細企業は依然として厳しい状況にあり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見、要望

(1) 社会保障と財政健全化について

我が国財政は、財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行ってきた結果、平成 28 年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,062 兆円（対 GDP 比 205%）に達する見込で、主要先進国中最悪の水準となり極めて深刻な状況にある。そのため政府は 2015 年 6 月に、新たに 2016～2020 年度を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定した。その内容は、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の 3 本柱の改革を一体として推進し、2020 年度の基礎的財政収支の黒字化目標を堅持することが掲げられている。

そのうち、社会保障関係費については、自然増を 3 年間で 1.5 兆円に抑えるとしており、2016 年度予算では 0.5 兆円の増と計画内に納まったが、2017 年度以降はその都度検討と漠然としている。

財政再建のカギを握るのが、高齢化により毎年 1 兆円規模で増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。政府は、医療、介護、年金についてそれぞれ給付と負担のバランスの抜本的な見直しを行うほか、具体的な歳入・歳出一体改革を明示して信頼のおける「経済・財政再生計画」にすること。

(2) 徹底した行財政改革について

消費税増税で国民に負担を求めており、為政者自身も身を切る改革をする必

要がある。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2015年度予算で30.0兆円と社会保障給付費の30%弱を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 消費税制

1) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、いまだ十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

2) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」については、徴税コスト最小化の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

① 簡易課税制度

多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより1,500億円程度の益税が生じていると推計されている。

これを防止するため、平成 16 年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000 万円）を大幅に引き下げるべきである。

② 事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が 1,000 万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に 500 万事業所を超えるといわれ、この制度による益税額は 4,000 億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が 10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(5) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

平成 27 年 10 月からマイナンバーの通知が開始されたが、早くも情報の漏洩が数多く報道され、国民に多大な不安を与えている。一刻も早く国民に信頼される制度を構築すること。

3. 平成 29 年度税制改正に係る個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

平成 28 年度税制改正において、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより法人実効税率は、現行の 32.11%から平成 28 年度 29.97%・平成 30 年度 29.74%となったが、欧州（OECD 平均 24.98%）、アジア諸国（平均 22.17%）に比較してまだ高い水準にある。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及さないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例(所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率: 19%→15%)の適用期限は、平成 28 年度末までとなっており、これを恒久化するとともに、昭和 56 年以来 800 万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 1,600 万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業投資促進税制の期限延長

中小企業者等が、特定機械装置等を取得した場合、特別償却又は税額控除を受ける事ができる税制措置について、適用期限が平成 28 年度末までとなっていることから、適用期限の延長を求める。

5) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を 30 万円未満から 30 万円までとし、損金算入額の上限(年間取得合計額 300 万円)を撤廃するよう求める。

6) 法人事業税の外形標準課税について

中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、法人事業税の外形標準課税の対象範囲を中小企業に拡大しないよう求める。

7) 中小法人課税の見直しについて

平成 28 年度与党税制改正大綱は、中小法人課税について「資本金 1 億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う」とあるが、検討に際しては、中小企業者の意見を十分聴取したうえで、慎重に行うこと。

8) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測されており、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に大きな影響を与える事が懸念される。また、今年4月に発生した熊本地震も、被災地域以外の工場でも一時的に生産が停止するなどの影響が生じたところである。このため、企業においては、事業継続計画（BCP）の策定等を通じ、出来る限り早く事業活動を復旧する方策を予め検討しておく事が重要であり、徳島県においては、企業のBCP策定について積極的に支援策を講じている。

そこで、一日も早い復興・再生を図るため、事業継続計画（BCP）を策定・運用している中小企業について

- ① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
 - ② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。
- 以上の税制上の措置を講ずること

(2) 事業承継税制

平成25年度税制改正において、雇用確保等適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等使いやすくするための見直しが行われたがまだ不十分であり、以下のような見直しを求める。

1) 納税猶予制度の見直し

- ① 納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した株式と、相続開始前から保有していた株式を合わせて、株式総数の3分の2までとする上限があるが、これを撤廃しすべての株式を対象とすること。
- ② 相続税の納税猶予割合80%を100%に引き上げること。
株式総数の3分の2までとする上限かつ80%の納税猶予では、結果として効果は半分程度に留まり、効果が薄く、事業承継が進まない原因とも

なっている。

- ③ 後継者死亡時点まで納税猶予額が免除されない制度を、納税猶予開始後 5 年経過時点で納税を免除するよう見直すこと。

2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式の評価については、経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。後継者が価値ある企業の経営資源を円滑に承継するためにも、取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

3) 本格的な事業承継税制の創設

欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても中小企業の事業承継が円滑に進むよう欧米諸国並みの事業承継税制の確立を求める。

(3) 相続税・贈与税

資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500 万円）の引き上げを求める。

(4) 個人所得税制

1) 所得税と住民税のあり方

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭いうえに、度重なる減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という特異な型となっているため、税負担はきわめて低く、課税最低限は国際的に見ても高水準で、現在、就業者のうち非納税者は約 3 割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、

財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の整理合理化

所得税・住民税には各種控除制度が設けられているが、社会構造の変化に伴い抜本的に見直すべきである。特に、人的控除については世帯の類型や就労形態が大幅に変化・多様化してきており、実態に即して整理・合理化を図るべきである。

3) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には財政・行政面で総合的な瀬策を講じるべきであるが、税制面においては児童に対する税額控除制度やフランスで実施されている課税単位のN分N乗方式の導入を検討すること。

(5) 地方の税制

1) 偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方税については、地方の参画の下、地方の意見を十分踏まえ、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に引き続き取り組むこと。

2) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いため、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

① 土地の評価は収益還元価格で評価すること

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す

- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30 万円）と同額とする。

（6）その他

1）電子申告

e-Tax の更なる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2）印紙税の廃止について

電子取引の拡大などペーパーレス化が急速に進行していくなかで、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求める。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

（1）森林の保全管理体制の確立について

1）森林環境税(仮称)の早期創設

森林吸収源対策を推進するため、「森林環境税(仮称)」を早期に創設するとともに、地方が果たす役割を踏まえ、財源を県及び市町村に配分すること。

2）森林の保全を目的とした「公有林化」に対する租税特別措置について

森林の保全等を目的として、公的機関に森林を譲渡する場合、保安林の用地取得と同様、租税特別措置法の特別控除（2,000 万円）を設けること。

（2）過疎地域等の暮らしを支える支援の拡充について

過疎地域等の人口減少が一層進行する中、持続可能な地域をつくるためには、地域住民自らが主体となった組織体制が必要であるが、持続的な取組体制を整備するため、「地域運営組織」に法人格を付与する制度を創設するとともに、市町村が、NPO法人も含め「地域の課題解決に取り組む法人」と認定した場

合は、税制上の優遇措置（みなし寄附や寄附控除）を講じること。

（３）地球温暖化対策

地球温暖化対策における地方公共団体が果たす役割を踏まえ、「地球温暖化対策税」の税収の半分を「地方の財源」として配分すること。

（４）NPO等社会貢献活動団体の経済的自立を図るための寄附金税制

地域の課題解決に対して、住民ニーズにきめ細かに対応するNPO法人の果たす役割がますます期待されており、地方においては、多くのNPO法人が設立されている。しかしながら経営基盤が脆弱な小規模団体が多く、活動資金の調達に苦勞していることから、認定NPO法人への寄附税制の拡充を図ること。

- 1) 個人の寄附金控除について、所得控除と税額控除の選択制の堅持
- 2) 企業からの寄附金損金算入限度額の引き上げ

以上